

高知憲法速報

No.184 2009. 1. 30

発行:高知憲法会議事務局 088-872-3406

編集人 事務局 徳弘嘉孝

憲法会議 2009 年度総会 1月26日

高知憲法会議は1月26日夜、第8回総会を開きました。代表委員6人、幹事4人、会計監査1人、事務局5人、参加団体他3人の合計19人が出席しました。議長に代表委員の宮地さんを選出。国松代表委員が「麻生内閣の暴走に歯止めをかけ、憲法をくらしのなかに生かす私たちの運動を発展させたい」と開会のあいさつを述べました。総括、運動方針、決算予算が提案され、会計監査の報告のあと、活発な討論が行われました。憲法署名街頭宣伝行動については、今年は毎月19日に絞って集中して取り組むこと、憲法会議講師団を結成することを確認しました。平和の課題や教育問題、生活の問題などを憲法との関連でとらえ、県民意識を変えていくことについても積極的な意見が出ました。議案を原案通り可決。新年度の役員を承認し、春名代表委員のあいさつで閉会しました。今年度の代表委員;土田嘉平、国松勝、野崎英明、高橋豊房、宮地崇夫、山岡美和子、谷脇和仁、春名なおあき、筒井典子

中央憲法会議が抗議声明 1月28日 「ソマリア沖の『海賊対策』を口実とした海上自衛隊派遣準備命令に抗議する」(要旨)

1月28日浜田防衛大臣は麻生首相の指示を受け、海上自衛隊に対しソマリア沖での「海賊対策」のために派兵する準備を開始するよう命令した。防衛大臣は現地での調査結果をもとに自衛隊法82条に基づく海上警備活動を2月中にも発令し、3月にはソマリア沖で任務に就かせたいとしている。同時に麻生内閣はソマリア沖に限定しない一般法制定に向けた準備を開始し3月に国会に提出した

いとしている。主な狙いは保護の対象を日本人や日本の船、貨物だけでなく外国人・船に拡大し、武器の使用も正当防衛・緊急避難に限定せず、「任務遂行」に必要な範囲で可能にすることにある。

もともと犯罪である海賊行為を取り締まることは警察行動であり、海上警備行動を根拠にするのは法の趣旨のはなはだしい逸脱。海上警備行動は能登半島沖事件など過去2度の発令で示すように、日本近海での領海侵犯事件を念頭に置いたものだから、ソマリア沖まで出動することは許されない。国籍を問わず保護の対象とすることは、政府がこれまで「集団的自衛権の行使にあたり違憲」としてきた行為に公然と踏み込むもの。「任務遂行」を可能とする武器使用の拡大も、PKO等協力法、テロ特措法、イラク派兵法などの規定を乗り越える。麻生内閣は「海賊対策」を絶好の口実として、自衛隊の海外における武力行使と集団的自衛権の行使にさらに深く踏み込み、憲法9条の破壊を極めて重大な段階に進めようとしている。

麻生内閣のこうした動きの背景には、日米軍事同盟の地球的規模への拡大を要求し続けてきたアメリカの圧力がある。アフガニスタンへの増派を主張し続けてきたオバマ氏の大統領就任によってこの流れが強まる危険は小さくない。麻生内閣はソマリア派兵でオバマ新政権に取り入ることを図りつつ、この既成事実を土台に、さらに海外派兵・武力行使恒久法の制定をめざしている。

ソマリア沖の海賊問題は、自然災害や内戦で疲弊し、軍や警察も機能しない国家破綻の状況下、極度に貧困化した民衆の一部が身代金目当ての海賊行為にはしっていることに原因がある。すでに国際海事機関のよびかけで、周辺諸国は問題の解決に向けた協力の在り方について検討と取り組みを開始し、各国の協力を呼び掛けている。憲法9条を持つ日本こそ、これらの国々への資金や技術の援助に取り組むべきだ。憲法会議は防衛大臣の「命令」に抗議し、ソマリア派兵、新法・恒久法の制定に強く反対する。